

## 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評議員会（第45回）議事要旨

- 1 日 時 令和2年6月30日（火）10：00～12：13
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 浅海、ビール、大野、奥野、鬼頭、芝井、島田、谷口、曄道、永里、永田、林、藤井、横手の各評議員  
（相良、長谷山、室伏、山極の各評議員は委任状提出）  
福田機構長、長谷川理事、湊屋理事、小笠原監事、柴監事、金城審議役、内藤管理部長、佐藤評価事業部長、加賀谷大学連携・支援部長、小野調査役、中嶋調査役 ほか機構関係者
- 4 会長及び副会長の選出  
評議員会規則第3条第2項に基づき、会長に藤井良一評議員が指名されたことが報告された。また、副会長には島田京子評議員が指名された。
- 5 評議員会（第44回）議事要旨について  
令和2年3月に書面審議とした第44回の議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。
- 6 議 事  
《審議事項》
  - (1) 業務実績等報告書等について  
独立行政法人通則法第32条の規定により、主務大臣に提出する令和元事業年度業務実績等報告書等について審議が行われ、原案どおり承認された。  
また、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。  
  
(○：評議員●：事務局、以下同)  
○ 施設費貸付事業における自己評価「A」の理由を説明願いたい。  
● 昨年、財政融資資金の融通条件が変更されたことに伴い、貸付メニューを施設については25年もののみだったのを30年と15年に、設備については10年もののみだったのを10年と5年に増やしたことにより、国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応できる仕組みとなった。また、財務省から設備については元金返還の据置をしないと提示されたが、機構債権を例年より10億円増額発行する財源措置を行い、希望する大学に対しては1年限りだが据置期間を設ける激変緩和措置を機構独自で実施することで、既に予算計画を立てている大学に対する支援となった。  
加えて、従来は1機関から頂いていた格付を、昨年は2機関からそれぞれダブルAとトリプルAという極めて信用力の高い評価を頂くとともに、新たな格付機関からはソーシャル・ファイナンスに関して最上位の評価及びSDGsに貢献していると評価を受けた。

- このように実績を積極的に外に見せるのは非常に大事だ。
- 当初貸付計画と実績額の差が 100 億円強あるが、なぜか。
- 当初予定していた事業の遅れにより、実績額への計上が翌年度以降にずれ込んでいる。
- その事業の遅れは、新型コロナウイルスに関連してのものか。
- コロナの影響は年明け以降なのであまりなく、それ以外の特殊条件により遅れることもある。

(2) 令和元事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条の規定により、主務大臣に提出する令和元事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

- 当期純利益が出ているが、これは国に返還するのか、もしくは機構が使えるのか。
- 独立行政法人の会計制度上、機構の積立金に一旦積み上げられ、業務が赤字になると取り崩して使える。中期目標期間終了時に残高があると、ほぼ無条件に国に返還することとなる。
- 現状での積立金はどのくらいか。
- 令和元年度が第 4 期中期目標期間の初年度だったので、貸借対照表上の当 期末処分利益の額が、そのまま現在の積立金の総額となる。
- これを目的積立金として次期に繰り越すようにすることはできないのか。
- 現状ではなかなか難しいと考えている。

《報告事項》

(1) 学位授与事業について

令和 2 年度の学位授与事業の実施計画について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- 学士の学位授与の通例申請について、4 月期申請者の試験が 6 月から 9 月に延期になり、学位審査会での審査が 8 月から 2 月になるということだが、10 月期申請者と同時期に審査と授与を行うということか。11 月にも学位審査会は開催されるようだが。
- 各期申請者への学位の授与は同時期となる予定である。試験の実施後、学位審査会より前に各部会で詳細な審査を行うが、無理なスケジュールを組むよりはしっかりとした審査をしていただきたいため、この日程としている。4 月期の申請者への学位授与が半年遅れるが、今年度中には全ての申請者の審査を終える形で進めたい。

(2) 評価事業について

令和 2 年度の評価事業の実施計画について説明があった。

(3) 質保証連携について

令和 2 年度の質保証連携の実施計画について説明があった。

(4) 国立大学の運営基盤強化促進支援事業について

令和 2 年度の国立大学の運営基盤強化促進支援事業の実施計画について説明があった。主

な意見は以下のとおり。

- 「国立大学の運営基盤強化促進支援事業」ということだが、本来、大学や附属病院経営の問題は設置者ごとではなく、大学全体を対象にして考えるべきではないか。知見というのは共通して公立や私立にも還元されるべきもので、本来の課題はもっと大きいのではないか。
- 今のご質問は、限定された大学だけを分析することで普遍性があるのかということかと思う。国立大学だけでも86大学あり、形態も様々だが、現在は非常に少数の大学と協定を結んで経営分析を進めている。この協定を結んだ大学は、それぞれ形態が異なり、各形態の代表というわけではないが、差し当たっては取りかかるところから始め、詳細にセグメントまで分解して分析等を行い、そこから何か普遍性を得られないか、分析結果から対象大学の範囲を広げていけるのではないかと考えている。最初から全大学対象とすると、それぞれの細かい部分が見えず、分析の中身が薄らぐのではということもある。
- 本来は、日本の高等教育はどうあるべきなのかということと、その中での各組織の自立性に基づいた経営の在り方を確立しないといけない。そのためには、1大学や国立大学という枠の中でなく、日本の高等教育全体を視野に入れて考える必要があると思うので、是非そういう方向になるよう取り組んでいただきたい。

#### (5) 施設費貸付事業及び交付事業について

令和2年度施設費貸付事業及び交付事業の実施計画について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- 貸付けの金利はどのように決められているのか。
- 基本的に、財政融資資金については財政融資資金の金利で大学に貸付けている。
- 借入金の償還猶予等の説明があったが、大学は今回の新型コロナウイルスの影響でかなり苦しんでいると思う。どのくらいのタイムスケジュールで検討されるのか。
- 国立大学病院長会議等からは4月の稼働状況を基に非常に苦しいと言われているが、その後の状況等や、国からの支援がどの程度入るのか、厚生労働省からの一括支援交付金でどの程度補填されるのかといったことも踏まえながら、次の9月と3月の償還時の対応について文科省と相談しながら検討していきたい。
- どの大学も、5月の損失は4月の倍程、6月は4月と同程度の損失のようで、今後第二波がなくてもかなり厳しい。第二波があれば同程度の損失が再び出るので、それまでには体力を戻さなくてはならない。情報交換をさせていただきながら、前向きに検討をお願いしたい。

#### 7 その他

機構におけるコロナ感染症への対応について

機構における新型コロナウイルス感染症への対応方針とそれに基づく対応及び各事業への影響について報告があった。

次回の評議員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。

以上